



**府税における「はんこレス」の取組**

©2014 大阪府もずやん

**■「はんこレス」の概要**

　大阪府では、申請・届出の負担軽減や手続きのオンライン化推進を目的として、大阪府に提出される申請書等への押印義務を廃止するため、「はんこレス」の取組を進めてきました。その結果、府税に関する手続きについては、令和３年４月１日から原則、押印が不要となりました。

**適用日：令和3年4月1日から**

**■対象となる手続き**

　・府税に関する申請、届出等の各種手続き

　※国の法令等に基づき押印が求められているもののほか、以下の主な例をはじめとして、引き続き押印が必要となる書類がございます。詳しくは、大阪府ホームページ（「府税あらかると」内の「手続案内（様式等のダウンロードサービス）」をご確認ください。

**■「はんこレス」の対象外となる手続名及び書類名（主な例）**

|  |  |
| --- | --- |
| **手続名** | **書類名** |
| 担保提供に関する手続き | 保証書 |
| 担保提供書 |
| 抵当権設定登記原因証明情報・承諾書 |
| 個人事業税の口座振替関係の申請 | 大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届(甲) |
| 大阪府税納付（納入）書送付依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届(乙） |
| 大阪府税預金口座振替指定預金口座変更届(甲) (乙) |
| 納税証明書の交付請求 | 納税証明書交付請求書の委任欄または委任状 |

※詳しくは、各府税事務所等の窓口までお問合せください。

※詳しくは府税事務所の窓口へご確認ください。